### 「地域主権」下の自治体教育改革 六月プレ集会シンポジウム報告(1)

# 新自由主義下での「地域主権」教育改革の基本性格と問題点

#### 中 田 康 彦 (一橋大学)

1 論議の意味 「地域主権」の教育改革とは何か **〜国レベルでの** 

との差異化を図って民主党政権が「政権の一丁目一番地」 (1) 地方分権改革と「地域主権」改革はどう異なるのか 「地域主権」とは従来から存在する「地方分権」という語

として掲げたスローガンである。

線

せやすい単位での自治(住民自治)、となるはずである。 な国家統制の解体(団体自治)、②住民の要求をより反映さ するものであるから、本来の語意としては、①中央集権的 「地域主権」であれ「地方分権」であれ、地方自治を指向

だとみるべきだろう。したがって、高校授業料の無償化政

しかし、未成熟なまま走りだした「地域主権」は、

民主党発足時から内部に抱えていた「ねじれ」による必然 ども手当の支給も見直さざるをえなくなった。もっともこ れは政治勢力の分布の変化に伴う「ねじれ」というより、 強化)を生み出すことになっている。 映させやすいしくみによる地方自治 の自己責任を促す福祉国家の解体、②首長の意向をより反 として「地方分権」との差異化に失敗し、①地方公共団体 旧政権との差異化を図るためにうちだした福祉国家的路 (高校授業料の無償化など)の推進も限界点に来ており、子 (首長のリーダーシップの

か、将来違いが生まれる展望も見出せない。 策をのぞけば旧来の教育政策との違いがみられないばかり

### (2) 「政治主導」が意味するもの

ある。 もう一つのスローガンは「官僚主導から政治主導へ」で

導」ではなく、「スリム化路線の政治」対「財政規律路線の しかし路線対立の本当の焦点は「政治主導」対「官僚主

いた対立構造がそのまま残されているのである。「官僚」を 政治」である。小泉構造改革の際に自民党内部で存在して

と位置づけ、攻撃することによって、国民の支持を調達し 税金を浪費し、 漸進的にしか改革しようとしない抵抗勢力

ようとする手もまた、小泉政権期に見られた手法である。

のではなく、政治勢力争い上で作られた看板でしかない。 用されている。政治主導とは官僚から国民へ主導権を渡す 民もまた追い風となるべく動員される政治的資源として利 抵抗勢力にまつりあげられた官僚はもちろんのこと、国

### 2 地方レベルで進行する「改革」の意味

(1)それでも「改革」はすすんでいる それでは教育改革は停滞しているのか。

> 行った地方公共団体はない。逆にいえば、国政が停滞して はあっても、国政の政権交代によって、大幅な路線転換を 首長の交代によって地方行政の路線転換がおきたところ

実際、地方での「改革」は国政での政権交代をはさんで いようと、地方レベルでの「改革」は進行しうるのであり、

# (2) この一五年間で何が継承されているのか

粛々とおしすすめられている。

自民党橋本政権期の構造改革以降、「地方分権」 地域主

権」改革として継承されているものが二つある。

①国家財政のスリム化

位一体の改革といわれるなかで税源移譲はすすんでいない つは改革内容としての国家財政のスリム化である。三

担を二分の一から三分の一に引き下げた代わり、 譲しようという流れである。中学校教員の人件費の国庫 が、裁量権限と財政責任をセットにして国家から地方へ移 地方公共

緩和を行ったのがこの例である。

義務教育費国庫負担法によるものをはじめ、 教育は公共部門でも、 国への依存度が高い領域である。 各種の国庫

助金で支えられてきた。そこを縮減しようというのである。

団体が自己財源で教員を独自に採用することを認める規制

### ②競争原理と目標管理

もう一つは、改革手法としての競争原理と目標管理の導

入である

「特色ある学校づくり」が叫ばれて久しいが、特色化が求いたおいて地方公共団体間で競争が発生し、その競争を通ばならないという圧力を感じながら、他方で、差別化を図はいかないという圧力を感じながら、他方で、差別化を図はいかないという圧力を感じながら、他方で、差別化を図らねばならないという圧力を感じながら、他方で、差別化を図らればならないという圧力を感じながら、他方で、差別化を図において地方公共団体間で競争が発生し、その競争を通じて政策が伝播・波及するかたちになっている。

過程自体は変容してきているのである。 これは、目標管理と事後的承認という行政様式が定着し で、国家レベルでの承認が行われるのである。確かに行政 機構自体は、文部科学省(中央)と独立委員会としての教育 機構自体は、文部科学省(中央)と独立委員会としての教育 機構自体は、文部科学省(中央)と独立委員会としての教育 と関立を通して強く結びついて がる点で変わっていない。しかし、教育政策の形成・実施 のである。確かに行政 で、国家レベルでの承認が行われるのである。 である。 で、国家レベルでの承認が行われるのである。 である。 での教育 のである。 での教育 のである。 での教育 のである。 での表言と のである。 のでののである。 のである。 のである。 のである。 のである。 のである。 のでのなる。 のである。 のでなる。 のでなる。 のでなる。 のでなる。 のでなる。 のでな。 のでな。 のでな。 のでな。 のでな。 のでな。 のでな。 のでな。 のでな。 のでなる。 のでな。 のでな

> 政権交代をはさんでの政策路線・様式の継承という点で 政権交代をはさんでの政策路線・様式の継承という点で 政権交代をはされることがある)、高等教育予算におけたがなされた際に似ている。教育困難地区に重点的に予算を 対児教育・保育・家庭の支援を行うシュア・スタートなど は労働党らしさをもつ政策ともいわれるが、他方でOFST-による学校査察の整備拡充(低評価の学校は「失敗」のレッテルを貼られ、廃校にされることがある)、高等教育予算におけている。教育困難地区に重点的に予算を は労働党らしさをもつ政策ともいわれるが、他方でOFST-は労働党らしさをもつ政策ともいわれるが、他方でOFST-は労働党らしさをもつ政策ともいわれるが、他方でOFST-は労働党らしさをもつ政策ともいわれるが、他方でOFST-は労働党らしさをもつ政策ともいわれるが、他方でOFST-

### (3) 教育の論理の自律性の危機

①「学校への権限集中」の段階

「新労働党」と称されたゆえんである。

性の確立」であった。 世の確立」であった。 世の確立」であった。 地方自治法や地教行法の改正により、 震に大きな影響となって現れたのは「学校の自主性・自律 となど、地方分権に向けた制度改革が行われたものの、現 機関委任事務が廃止され、教育長の任命承認制が廃止され 機関委任事務が廃止され、教育長の任命承認制が廃止され と学校の関係それぞれの見直しを提 大きな影響となって現れたのは「学校の自主性・自律 世の確立」であった。

実には教育行政機関との関係では学校長の裁量は実質的にほとんど のなかで独自の解釈が行われ、学校組織での校長への権限 この「学校の自主性・自律性の確立」は、地方公共団体 (=組織内におけるトップダウンの強化)を生みだした (現 権を握るべきだ、という意見である。 のではなく、形式的にも実質的にも首長が教育政策の主導 教育委員会が首長の意向を忖度して政策を形成するとい 下におこうとしている。首長の意向が教育委員会に伝わり、

う

集中

### 「首長への権限集中」の段階

なく、学校裁量は形骸化している)。

さらにふみこんだ展開をみせ、行政組織における首長への これにたいし、近年の「地域主権」教育行政改革では

権限集中(=組織内におけるトップダウンの強化)を生み出そ

九九八年答申の方向性は、その後も中教審内部で検討

うとしているのである。

育委員会制度・国と地方の役割分担の見直しが提起されて 品質保証 されており、二〇〇五年一〇月には答申『新しい義務教育 を創造する』が発表されている。そこでは目標管理による 教師の資質向上と並んで、学校の組織運営・教

ていく」としつつも、学校教育行政については教育委員会 いた。答申は、「政治的中立性の確保の必要性等を勘案しつ の管轄という線を維持していた。 首長と教育委員会との権限分担をできるだけ弾力化し

これにたいし、最近の議論は学校教育行政も首長の管轄

て位置づけられてきたのである。

は、 それは単なる首長の不満というだけでなく、中央集権性を 首長が教育行政に関する権限をもてずにいることの不満 一九九八年中教審答申のころからもくすぶっていた。

温存する制度としての教育委員会批判という論理を伴って

とみなされてきた。こうした特質が、 合が大きいため、地方議会や首長が影響力を行使しにく 向を反映しやすい。また教育財政は国庫補助金の占める割 になっているため、 与することなく、文部科学省と教育委員会の一対一の関 いた。教育行政は他の行政分野と異なり、 構造上、ダイレクトに文部科学省の意 複数の省庁が関

が保たれてきた。そのため、 る一元的な階層組織から切り離された独立行政委員会とし 技術性を確保するために、「教育行政の一般行政からの独立 に一定の説得力を与えることになってきた。 だが、戦後の教育委員会制度では、政治的中立性 教育委員会は首長を頂点とす 教育委員会制度批判 ・専門

おける最大会派の提案だが、同会の代表を務める知事の意旗国歌条例案が賛成多数で可決された。形式的には議会に会派の反対にもかかわらず、「大阪維新の会」が提案した国大阪府議会では六月三日、民主・自民・公明・共産の各

性・教育行政の独立性を崩す〈社会実験〉が始められよう首長の発言が教育行政・政策をその都度左右するなら、前長の発言が教育行政・政策をその都度左右するなら、独立委員会を形骸化させることになりかねない。単なる多数独立委員会を形骸化させることになりかねない。単なる多数独立委員会として地方教育行政の最高責任を担うはずの教

# 3. 将来の改革に及ぼす影響~政策レベルでの成果主義~

(1) 「協議」自体は悪くはないが

としているのである

している「地域主権改革」の枠を一見はみだしているようこうりに動きは、国が地方と協議しながらすすめようと

をつくりだすためのツールとなる。

にもみえる。

の権限を強化する方向を模索してきた。四月二八日には金の一括交付金化、国による枠づけ規制の撤廃など、首長の関府に設けられた地域主権改革会議は、ひもつき補助

拠ができる前から実質的な協議の場を設けてきている。「国と地方の協議の場に関する法律」が成立したが、法的根

しかし、「国と地方の協議の場」も、多様な地方の声を集

図・課題ではなく、「どの地方が国との協議の場につけるか」か」「いかに国と地方が水平的関係を築けるか」という構あしくみになりかねない。「国の規制を地方がどうはね返す加している「強い」地方公共団体の声だけがより反映され約する水路が十分整備されないまま発足すれば、そこに参

# (2) 発言力を支えるものとしての、「改革」の既成事実

が今度は問題になってくる

また成果を求められているのであり、教育改革は「成果」ップの証明となり、発言力の担保となりうる。行政機関もとみなされる状況では、ある種の強引さこそがリーダーシェうしたなかでは、首長としての声(発信力)の大きさが

そうとする一方で、他から遅れてはならないという意向が多様な政策をもたらすことにはならない。新機軸をうちだこうした文脈でも、地方公共団体間の政策形成競争は、

働く結果、政策形成競争は、「改革」による変化の大きさと

### スピードを競うものとなる。

#### 3 地方公共団体の生存競争

らず、財政的基盤が必要である。 大きな「改革」をするには、 強いリーダーシップのみな

とされている地方公共団体(普通交付税不交付団体)は、 国から地方交付税を交付されずに自主財源で運営できる 平成

きている市町村は減り続けている。 に一五一、平成二二年度は七四であり、 二三年度では都道府県では東京都、市町村では五八市町村 のみである。ちなみに市町村の不交付団体は平成二一年度 自己財源を確保で

体力」 (財源) のある地方公共団体は 「改革」に着手し、

実績」をつくるうえで有利な立場にある。地方公共団体間

育・保育などの条件整備を地方に委ねることになれば、 の「体力」に差がある状態で、地域主権の名のもとに教

#### 4 地域主権の 「代償」という名の自己責任

れする。

件整備面での自治体間格差は今後広がるだろう。

#### 1 中央集権的 貧しい地方は、 国家 よい環境をあきらめざるをえない? 統制への反発が、国と地方が一定程

度切り離される後も、

国への不信として残っている。

それ

すいものとなる。

財源と権限を地方に移譲せよ、教育行政は地方 (首長) 0)

は国の関与にたいする全面的な拒否となって表れる。

央統制の緩和とともに、その代償としての 摘していることは事実である。しかしそのままい からなんとかせよ」という主張が、 アンタッチャブルになっており、 中央統制を残存してい 集権構造の問題点を指 一福祉国家の分 けば、 中 る

(2) Support but no control はただの妄言なのか

それは、住民が受忍しなければならないことなの

権型解体」をもたらす。

# 地域主権を推進する国の思惑は、前述のとおり国家財政

から一括交付金へ」「ナショナル・ミニマムからロー というno support, no controlの立場である。「ひも付き補助 のスリム化にある。 統制しない代わりに財政支援もしな カル 金

整備責任を手離すという地方公共団体自己責任論が見え隠 オプティマムへ」という魅力的な言い回しには、 国の条件

ショナル・ミニマムの放棄」という図式は受け入れられ 「予算配分=統制」という認識からすれば、「規制緩和

だが、「supportとcontrolは不可分のもの」という図式を手 83

ル・ミニマムとは何なのか」という議論をもっときちんと政に限らないが、「統制はしないが支援はする」「ナショナcontrol」か、という二者択一から抜け出せない。教育行財放さないかぎり、「support and control」か「no support, no

# (3)「増税かコスト削減か。それが問題」…なのではない

すべきではないか。

に選択を迫る、小泉政権型の政治手法であり、経営学でいこの議論の構図にみられるのは、二項対立で国民(住民)

うFalse Dilemmaである。

False Dilemmaというのは、他にも選択肢や可能性はない」

と考えてしまう、誤った二分法のことである。

発想や、国民の権利保障という理念は欠落してしまう。いう二者択一に陥る。そこでは、垂直型所得再配分といういう選択肢しかないと考える限り、増税かコスト削減かと「福祉国家=増税は必然」対「増税回避=コスト削減」と

自由主義論者以外からも支持を調達しやすいのである。論者以外の人々にも受け入れられやすいため、積極的な新論である。ただ、公共部門のコスト削減は、「小さな政府」公共部門のコスト削減は、新自由主義の「小さな政府」

在しない状況下では、地方に委ねられれば委ねられるほど、それに十分な自己財源をもつ地方公共団体がほとんど存(4)現状では、地方に委ねられるほどコスト削減に走る

教育の成果は本来、短期的にあらわれるものではない。財政上の効率性をどうしても追求せざるをえない。

が表れる。もちろん長期的に表れるダメージも存在するが、これにたいし、コスト削減は短期的に目にみえやすい成果

だから教育政策の成果も短期的に検証するのは困難である。

一つは、維持コストの削減である。これには、非常勤・それではどうやって「合理化」・効率化が行われるのか。

長期的展望で政策をつくる状況ではなくなってきている。

育・教育機関そのものの削減がある。これらは、財政収支件費の削減と、学校統廃合、保育所の不補充といった保

臨時任用の増加、ボランティアによるサポートといった人

に直結する効率化である。

もう一つは、以下のような管理コストの削減である。

③時間管理 職層の階層化による意思決定過程の短縮②学力向上 全国学力テストの実施による自治体間競争①教員管理 教員人事考課、日の丸・君が代の強制

4説明責任

就学予定保護者の選択という「外部」評価

### 校に要求する公立学校選択制 に耐えるだけの説明責任の遂行と努力を学

は、 が改善されるわけではないが、政策への抵抗をなくすこと して考えることができる。 こうした施策を実施したからといって、直ちに財政収支 実施側からみれば管理コストの問題 (管理の効率化)と

# (5) 住民は、首長に従わなければならないのか

四年に一度の政治選挙という形式による住民代表性の担保 首長は確かに住民の選挙によって選ばれるが、それは、

託」しているわけではない。 である。だが、住民は、あらゆる施策形成を無条件に「信

地教行法により任命制となった教育委員会では、教育委

が含まれていない(この例が公選制教育委員会だと筆者は考える)。 育の民主主義 性·政治的中立性 長か、それとも教育委員会か。どちらが住民の声を反映さ 育委員会制度廃止論である。しかしそこには、教育の自律 せうるのか」という二項対立の図式で迫ってくるのが、 員は住民の手で選ばれたわけではない。それを理由に、「首 (教育行政への住民参加)を図る、という選択肢 (一般行政からの独立性)を確保しつつ、教 教

> 効率化を全面的に推進しようとするのではなく、民主主義 時代の教育改革に本当に必要なことだと思われる。 的な政策形成のあり方を構築することこそが、地域主権の は、住民による信任投票なり事後評価なりが必要である。 りではない実質的な民主的住民参加が必要である。もしく 個別政策領域や個別施策の形成について、アリバイづく

#### 5 まとめにかえて

らば、以下のようになる。 これまで述べてきた昨今の教育改革の特徴を列挙するな

- ①自由や民主主義は、効率性の追求に反するものとして 排除されるか、抑制される。
- ②目標管理に代表される競争的環境の強まりは、これ での通達行政とは異なるかたちで学校関係者への制度
- を奨励しているようにみえながら、不自然なほどの画 化がもたらされる。

③資源の「選択と集中」が強調される結果、一見多様化

的圧力を強める。

④かくして、子ども<br />
・親・教師・住民の多様な声・要求 をくみあげる水路が作られていないだけでなく、市場

これもまた、False Dilemmaなのである。

## での競争を通じて、一つの方向へと収斂する。

こうした流れに抗するにはどうすればよいのか。

を問うかたちで政治的多数をどう形成するかが問われるよ 比重を占める事例が現れてきている。良くも悪くも〈民意〉 流れを形づくる一方で、地方公共団体レベルで「政治」が 目標管理・市場化・競争といったシステムが教育政策の

九一五二頁

うになってきているのである。

ぞれの地域を舞台にして、教育条理を通した〈民意〉をど とは必ずしも言えず、ポピュリズムの色合いが強い。それ 現時点では、住民の要求が合意にまで結晶化されている

う形成するかが、教育政策の今後のカギとなる。

#### 注

- (1) シュア・スタート政策については、岩重佳治・「なくそう! 二〇一一年参照 困解決―日本の「子どもの貧困対策法」にむけて』かもがわ出版 子どもの貧困」全国ネットワーク編『イギリスに学ぶ子どもの貧
- (2) 小川正人編著『地方分権改革と学校・教育委員会』東洋館出 ぎょうせい、二〇〇〇年、などを参照 版社、一九九八年、西尾勝・小川正人編著『分権改革と教育行政』

(3)「第Ⅱ部第3章 (2) ウ首長と教育委員会の権限分担の弾力化

中央教育審議会『新しい時代の義務教育を創造する(答申)』二

〇〇五年一〇月二六日

- (4) 村上祐介「都市自治体の教育政策における議会 て―」『日本教育行政学会年報』第二七号、二〇〇一年、一三 響力―地方議員・教育委員会幹部職員へのアンケート調査を通じ (議員) の影
- (5) シンポジウム後、大阪維新の会がさらに教育基本条例案を準 備していることが明らかになった。同案では、教育目標設定権や 育の政治的中立性という面で重大な論争点をはらんでいる。 的に認めるものとなっている。地域主権のあり方だけでなく、教 教育委員罷免権を知事に与えるなど、教育への政治的関与を全面
- (6) シンポジウムでは新自由主義と新保守主義の相乗効果につい て言及したが、紙幅の都合で割愛した。
- (7) 二〇一〇年一二月の鹿児島県阿久根市、二〇一一年二月の愛 知県名古屋市での住民投票は首長と議会が対立したなかで〈民意〉 が問われた事例であった。名古屋市に関しては本号の久保田貢論

(なかたやすひこ = 一九六八年生まれ、千葉県出身。一橋大学) 文を参照